

中央新幹線（東京都・名古屋市間）  
環境影響評価準備書  
要約書  
【山梨県】

平成 25 年 9 月

東海旅客鉄道株式会社



## まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成23年5月20日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、同月26日、整備計画を決定のうえ、翌27日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づき手続きを進めているところである。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成23年6月7日及び同年8月5日には、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年4月27日法律第27号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）として、とりまとめ、公表した。

平成23年9月27日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日運輸省令第35号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（山梨県）」（以下「方法書」という。）を作成し、公告、縦覧に供した。

その後、方法書説明会を開催するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成23年11月30日、当該意見の概要を山梨県知事及び関係する市町村長に送付し、平成24年2月23日、方法書について環境の保全の見地からの山梨県知事の意見を受領した。この知事意見を勘案するとともに環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づき作業を進めるとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行った。

今般、調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（山梨県）」（以下「準備書」という。）を作成したので、これを公表するものである。



# 目 次

第 1 章	対象事業の名称	1-1
第 2 章	事業者の氏名及び住所	2-1
第 3 章	対象事業の目的及び内容	3-1
3-1	中央新幹線の経緯	3-1
3-2	全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	3-2
3-3	対象事業の目的	3-2
3-4	対象事業の内容	3-3
第 4 章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	4-1
4-1	自然的状況	4-1
4-2	社会的状況	4-3
第 5 章	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を とりまとめたもの並びに配慮書についての環境の保全の 見地からの意見の概要及び事業者の見解	5-1
第 6 章	方法書について山梨県知事の意見及び事業者の見解	6-1
6-1	意見の状況	6-1
6-2	山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及び それについての事業者見解	6-1
第 7 章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1
7-1	環境影響評価項目の選定	7-1
第 8 章	環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測 及び評価の結果	8-1-1-1
8-1	大気環境	8-1-1-1
8-2	水環境	8-2-1-1
8-3	土壌環境・その他	8-3-1-1
8-4	動物・植物・生態系	8-4-1-1
8-5	人と自然との触れ合い	8-5-1-1
8-6	環境への負荷	8-6-1-1

第 9 章	環境影響評価項目に関する環境の保全のための措置	9-1
第 10 章	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境 の状況に応じて講ずるものである場合における、 当該環境の状況の把握のための措置	10-1
第 11 章	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1
第 12 章	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して 行った場合にはその者の氏名及び住所	12-1
資料編		(別冊)
環境影響評価関連図		(別冊)

本事業の準備書は全線（東京都・名古屋市間）を都県ごとに作成しており、本準備書はそのうちの山梨県についてとりまとめたものである。